

マンション段差解消工事等事業計画書（見本）

年 月 日

（あて先）川崎市長

提出日を記入

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度の適用を受けたいので、川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出いたします。

住民票に記載された住所を記入
（ハイフン使用不可
室番号不要）

申請者 〒 210 - 1234
住 所 川 崎 市 川 崎 区
〇〇町〇丁目〇番〇〇号
管理組合名 〇〇マンション管理組合
代表者氏名 理事長 川 崎 太 郎
電 話 番 号 044 - 200 - 1234

登記事項証明書の所在欄に
記載のとおり記入

マンション名	〇〇マンション		
所 在 地	川崎市川崎区〇〇町〇丁目〇番地〇		
連 絡 先	住	〒	
	会 社	市からの問合せに対し窓口となる方の連絡先をご記入ください。 ※こちらにご記入いただいたメールアドレス宛に 「マンション段差解消工事等事業計画承認決定通知書」を お送りします。	
	担 当		
	電 話	044	E-mail
段差解消工事等 費用予定額	円（消費税抜き）		
助成申請予定額	, 0 0 0 円（千円未満切り捨て）		
受 付 日	※ 年 月 日	受付番号	日
備考欄	※ 助成金の額を記入 工事費用（消費税を含まない）の1/3 ただし、住戸数に1万円を乗じた額が限度		

工事費用の税抜き額を記入

助成金の額を記入
工事費用（消費税を含まない）の1/3
ただし、住戸数に1万円を乗じた額が限度

※の欄は記載しないで下さい。

第1号様式（第2条関係）

マンション概要	確認済証交付日	年 月 日					
	確認済証番号						
	検査済証交付日	年 月 日					
	検査済証番号						
	構 造	☐ 鉄筋コンクリート（RC）造、 ☐ 鉄骨（S）造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造					
	延べ床面積	㎡					
	用 途	☐ 住宅専用、 ☐ 複合用途（店舗、事務所等）					
	所有者の異なる 区分された住宅の戸数	☐ 6戸以上である。					
	住戸数等	棟 数	棟	住 宅	戸	その他 施設	戸
増築 □あり・□なし	確認済証交付日	年 月 日					
	確認済証番号						
	検査済証交付日	年 月 日					
	検査済証番号						
管理組合総会の決議		☐ 決議済み ☐ 決議予定（ 月 日頃）					
交付申請予定月		年 月頃					
事業予定期間		年 月から 年 月					
マンション管理組合登録・ 支援制度の登録番号		第 号					

事業開始予定月から
完了報告書の提出
予定月を記入

表題部	(主である建物の表示)	調製	金口	不動産番号	00000000000000
所在図番号	金口				
所在	特別区南部町一丁目101番地	金口			
家屋番号	101番	金口			
①種類	②構造	③床面積㎡	原因及びその日付(登記の日付)		
住宅	木造かわらぶき2階建	1階 80.00 2階 70.00	令和1年5月1日新築 (令和1年5月7日)		
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
1	物置	木造かわらぶき平家建	30.00	(令和1年5月7日)	
所有者	特別区南部町一丁目5番5号 法務五郎				

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南部町一丁目5番5号 法務五郎

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60%(年365日目計算) 損害金 年14・5%(年365日目計算) 債務者 特別区南部町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北部町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 H緑地第2340号

共同担保目録			
記号及び番号	H第2340号		調製 令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南部町一丁目101番の土地	1	金口
2	特別区南部町一丁目101番地 家屋番号 1 1 01番の建物		金口

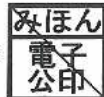


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和2年1月14日
関東法務局特別出張所

登記官

法務五郎



◎事業計画提出の書類

- ・マンション段差解消工事等事業計画書（第1号様式）

※見本を参考に記入してください。

＜以下の提出書類は、写しでも可＞

- ・マンション新築時の確認済証及び検査済証

※お持ちでない場合は、それぞれの建築確認等台帳記載証明書を提出してください。建築確認等台帳記載証明書は次の窓口で発行しています。

まちづくり局 指導部 建築管理課（本庁舎18階）電話 044-200-3015

- ・建物の登記事項証明書（一住戸分）

※お持ちでない場合は、法務局で取得できます。取得の際は、「土地」ではなく「建物」の全部事項証明書を取得してください。また、1棟あたり1部必要になります。複数棟ある場合は、他棟にお住まいの理事様などの住戸分の提出が必要です。

- ・管理組合の代表者を確認できる書類（現理事長を選任した際の議事録など）
- ・管理組合が法人場合、法人登記事項証明書
- ・管理規約
- ・住戸数を確認できる書類（管理規約、分譲時のパンフレットなど）
- ・段差解消工事に要する費用の見積書

※助成対象外の項目もあるため、具体的な助成の対象に関しては事前に相談してください。

- ・マンションの案内図、配置図
- ・段差解消工事を行う箇所の現況写真
- ・段差解消工事の内容がわかる工事図面

（平面図、立面図、詳細図面等で、見積書の数量が確認できる手すりの長さ、算定式を記載しているもの）

- ・工程表
- ・総会又は理事会の議事録（段差解消工事を行うことを決議した際のもの）

その他必要に応じて追加書類の提出が必要となる場合があります。

※ご不明点がございましたら、お電話にてお問合せください。

TEL : 044-200-2996